

## 四国中央市心身障害者社会参加促進事業実施要綱

平成 21 年 3 月 27 日告  
示第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、心身障害者の交通手段の確保及び経済的負担の軽減を図るため、四国中央市心身障害者社会参加促進事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該身体障害者手帳の等級が 1 級又は 2 級に該当する者
- (2) 知的障害者 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）第 2 の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

2 この告示において「車両」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両のうち、心身障害者が専ら自己の移動に使用する自家用自動車及び原動機付自転車であって、自動車税若しくは軽自動車税の減免措置を受けているもの又は市長がこれらと同等と認めたものをいう。

3 この告示において「タクシー」とは、道路運送法（昭和 26 年法律 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する事業を行う車両をいう。

4 この告示において「福祉バス」とは、四国中央市旅客自動車条例（平成 16 年四国中央市条例第 108 号）第 2 条に規定する旅客自動車をいう。

5 この告示において「協力事業者」とは、次に掲げるもので市内に事業所を有するもののうち市長が指定したものをいう。

- (1) タクシー事業又は福祉バス事業を行うもの
- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所。ただし、同政令第 17 条第 5 項に規定する給油取扱所を除く。

(対象者)

第 3 条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する心身障害者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下この号において「法」という。）に規定する障害者支援施設に入所している者（法第 5 条第 19 項に規定する地域移行支援に係るサービス等利用計画を作成し、支給決定された者を除く。）
- (2) 医療機関に入院中の者
- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設に入所している者
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設に入所している者

(5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する保護施設に入所している者  
（実施方法等）

第 4 条 事業の実施方法は、額面 200 円の心身障害者移動支援チケット「しこちゅ〜お出かけチケット」（様式第 1 号。以下「チケット」という。）を一の年度一人につき 35 枚交付することによるものとする。ただし、市長が別に定める心身障害者については、これを一人につき 70 枚まで交付することができる。

2 チケットの使用期間は、チケットに記載された有効期限までとし、再交付はしないものとする。

（チケットの利用）

第 5 条 チケットは、協力事業者において次に掲げる利用料金及び燃料費に限り使用できるものとする。ただし、当該利用料金及び燃料費を超えて使用してはならない。

- (1) タクシー又は福祉バスの利用料金又は運賃
- (2) 車両へ給油する燃料費（ガソリン及び軽油に限る。）

2 次条の規定によりチケットの交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、チケットを使用する際は、第 2 条第 1 項各号に規定する手帳のいずれかを協力事業者に呈示しなければならない。

（交付申請等）

第 6 条 チケットの交付を受けようとする者は、第 2 条第 1 項各号に規定する手帳のいずれかを呈示して、心身障害者移動支援チケット「しこちゅ〜お出かけチケット」交付申請書兼受領証（様式第 2 号）により市長に申請しなければならない。この場合において、チケットを車両への給油に使用するとき、当該車両の所有者が確認できる書類も併せて添付するものとする。

2 市長は、前項の申請書兼受領書を受領した場合は、これを審査し、該当と認めるときは、チケットを交付するものとする。

3 前 2 項の規定による申請及び交付は、満 18 歳以上の代理人をもって行うことができる。この場合において、当該代理人は、申請に際し身分を証する書面を呈示しなければならない。

（変更申請）

第 7 条 利用者は、チケットの有効期限までの間に前条第 1 項後段に規定する車両を変更するときは、当該チケットを添えて心身障害者移動支援チケット「しこちゅ〜お出かけチケット」交付対象車両変更申請書（様式第 3 号）により市長に申請しなければならない。ただし、交付されたチケットの全部を使用しているときは、この限りでない。

2 前項の規定による車両の変更は、当該有効期限までの間において、1 回限りとする。

（協力事業者への支払）

第 8 条 協力事業者は、利用者が使用したチケットを月毎に取りまとめ、心身障害者社会参加促進事業助成金請求書（様式第 4 号）に当該チケットを添えて市長に請求するものとする。

（対象者資格喪失の届出）

第 9 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、心身障害者社会参加促進事業助成資格喪失届（様式第 5 号）に未使用のチケットを添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 90 日以上入院したとき。

(4) 第3条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当したとき。

(不正使用の禁止)

第10条 利用者は、チケットの使用に当たって、次の行為をしてはならない。

- (1) 資格喪失後にチケットを使用すること。
- (2) 有効期限を超過したチケットを使用すること。
- (3) チケットを家族及び介助者以外の者に譲渡し、又は使用させること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段によりチケットを使用すること。

2 協力事業者は、チケットの受領に当たって、次の行為をしてはならない。

- (1) 額面の合計額が、請求料金を上回るチケットを受領すること。
- (2) チケットに記載されている車両以外のものに給油すること。
- (3) 有効期限を超過したチケットを対価として受領すること。

(返還等)

第11条 市長は、前条に規定する行為をしたものに対し、既に使用したチケットの額面相当額を返還させ、又は協力事業者の指定を取り消すことができる。

(委任)

第12条 市長は、この事業に係る事務の全部又は一部を四国中央市福祉事務所に委任することができる。この場合において、「市長」とあるのは「福祉事務所に」と、「四国中央市長」とあるのは「四国中央市福祉事務所に」と読み替えて適用する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(四国中央市重度障害者(児)タクシー利用助成事業実施要綱の廃止)

2 四国中央市重度障害者(児)タクシー利用助成事業実施要綱(平成16年四国中央市告示第90号)は、廃止する。

附 則(平成25年3月28日告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第57号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第3条第1号の規定は、この告示の施行の日以後に申請する者について適用し、同日前に申請した者については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に交付又は提出されているこの告示による改正前の様式第1号から様式第4号までに規定するチケット、申請書及び請求書は、この告示による改正後の様式第1号から様式第4号までに規定するチケット、申請書及び請求書とみなす。

附 則(平成27年12月25日告示第181号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号及び様式第 5 号の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に交付されているこの告示による改正前の様式第 1 号に規定するチケットは、この告示による改正後の様式第 1 号に規定するチケットとみなす。

3 第 1 項ただし書の規定の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第 2 号及び様式第 5 号に規定する申請書及び届出書は、この告示による改正後の様式第 2 号及び様式第 5 号に規定する申請書及び届出書とみなす。

様式第1号（第4条関係）

（表）

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">年度</div> 発行者 四国中央市	心身障害者移動支援チケット『しこちゅ〜 お出かけチケット』	
四国中央市マスコットキャラクター しこちゅ〜	チケット番号	第 号
	氏 名	
	給油対象車両	変更（年 月 日）
	有効期限 年 月 日	
※この表紙を切り離すとチケットは使用できなくなりますので、ご注意ください。		

（裏）

チケット使用上の注意事項	
1	チケットを使用する場合は、必ず障害者手帳を呈示してください。
2	チケットは一度に何枚使用しても構いませんが、請求金額以上にチケットを使用してもお釣りはもらえません。
3	タクシー若しくは福祉バスの利用又は給油の都度にご使用ください。プリペイドカードや他の金券の購入には使用できません。また、換金もできません。
4	チケットは再発行しませんので、大切にご利用ください。
5	セルフサービスの給油所では使用できません。
6	利用者が死亡し、市外に転出し、施設に入所し、又は医療機関に90日以上入院した場合は、速やかに市役所に返納してください。

チケット

NO.	
年度 四国中央市心身障害者移動支援チケット 「しこちゅ〜お出かけチケット」 （タクシー・福祉バス・ガソリン・軽油併用）	
200 円券	使用日 年 月 日
	業者名
有効期限	年 月 日
※このチケットは、協力事業者以外には使用できません。 ※切り離さず冊子のまま事業者にお渡しください。	
発行者 四国中央市 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	